

(証券コード：6736)
平成24年6月11日

株 主 各 位

愛知県江南市古知野町朝日250番地

サン電子株式会社

代表取締役社長 吉 田 喜 春

第41回定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成24年6月25日（月曜日）午後6時までには到着するようにご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県江南市古知野町朝日250番地
当社 本社3階会議室
(末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 株主総会の目的である事項
報 告 事 項
 1. 第41期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件
 2. 第41期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）
計算書類報告の件
決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役5名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件
 - 第5号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入の
件
 - 第6号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以 上

~~~~~  
◎お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎招集通知添付書類並びに株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sun-denshi.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

## 事業報告

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災による影響を受けたものの、その後の復旧に伴う供給面の回復及び消費マインドの改善など、緩やかな景気回復傾向を示しております。しかしながら、欧州の財政不安を背景とした円高の進行、長引くデフレ等の影響も依然として残り、先行き不透明な状況が継続しております。

このような状況のなか当社グループは、高付加価値ビジネスを展開すべく新規事業・新製品・新サービスの企画・研究・開発を推進するとともに、原価低減と経費削減を強力に推進し、コスト競争力の強化に努めました。

売上高につきましては、遊技台部品事業及びホールシステム事業における東日本大震災の影響が限定的であり順調に推移したこと、及びモバイルデータソリューション事業におきましても、Cellebrite Mobile Synchronization Ltd. 社(イスラエル国：連結子会社)の販売が好調に推移したこと等により増加しました。

利益につきましては、主要事業における売上高の増加及び原価低減・経費削減の推進等により、営業利益、経常利益は増加しましたが、連結子会社の今後の業績動向等を勘案し、繰延税金資産を取り崩したこと等により当期純利益は減少しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は161億31百万円(前年同期比17.7%増)、営業利益は5億57百万円(同152.7%増)、経常利益は5億68百万円(同143.3%増)、当期純利益は86百万円(同38.9%減)となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

#### 遊技台部品事業

主要な製品は、パチンコ台メーカーに販売する制御基板及び樹脂成形品であります。

市場にて高い評価を受けた機種に係る制御基板を販売できたこと等により、販売が順調に推移しました。

この結果、売上高は62億28百万円（前年同期比5.3%増）、営業利益は4億83百万円（同71.1%増）となりました。

#### ホールシステム事業

主要な製品は、パチンコホール経営を支援する遊技台管理・会員管理・景品管理などのトータルコンピュータシステムであります。

パチンコホールの経営状況が厳しい状況で推移し設備投資が低調な状況にある中、新製品の導入等により販売は順調に推移しましたが、厳しい価格競争の影響等により利益は減少しました。

この結果、売上高は41億91百万円（前年同期比8.6%増）、営業利益は3億37百万円（同49.5%減）となりました。

#### モバイルデータソリューション事業

主要な製品は、携帯電話のキャリア及び犯罪捜査機関に販売するモバイルデータトランスファー機器であります。

Cellebrite Mobile Synchronization Ltd. 社における販売が引き続き好調に推移しました。

この結果、売上高は47億56百万円（前年同期比56.8%増）、営業利益は5億62百万円（同128.5%増）となりました。

#### その他

主要な製品・サービスは、コンテンツ配信サービス及びデジタル機器の販売であります。

当連結会計年度の売上高は9億54百万円（前年同期比6.8%増）、営業損失は88百万円（前年同期は2億80百万円の損失）となりました。

事業別売上高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区 分                             | 第40期（前連結会計年度） |        | 第41期（当連結会計年度） |        | 増 減 率 |
|---------------------------------|---------------|--------|---------------|--------|-------|
|                                 | 金 額           | 構 成 比  | 金 額           | 構 成 比  |       |
| 遊 技 台 部 品 事 業                   | 5,914         | 43.2%  | 6,228         | 38.6%  | 5.3%  |
| ホ ー ル シ ス テ ム 事 業               | 3,860         | 28.2%  | 4,191         | 26.0%  | 8.6%  |
| モ バ イ ル デ ー タ ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業 | 3,032         | 22.1%  | 4,756         | 29.5%  | 56.8% |
| そ の 他                           | 894           | 6.5%   | 954           | 5.9%   | 6.8%  |
| 合 計                             | 13,702        | 100.0% | 16,131        | 100.0% | 17.7% |

② 設備投資等の状況  
特記事項はありません。

③ 資金調達の状況  
特記事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 区 分                | 第 38 期<br>平成20年度 | 第 39 期<br>平成21年度 | 第 40 期<br>平成22年度 | 第 41 期<br>平成23年度<br>(当連結会計年度) |
|--------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高              | 13,713           | 15,451           | 13,702           | 16,131                        |
| 経 常 利 益            | 1,081            | 962              | 233              | 568                           |
| 当 期 純 利 益          | 507              | 606              | 141              | 86                            |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 | 48円12銭           | 57円49銭           | 13円44銭           | 8円31銭                         |
| 総 資 産              | 14,528           | 17,761           | 15,707           | 18,057                        |
| 純 資 産              | 9,585            | 10,429           | 10,040           | 9,881                         |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                                    | 資本金      | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                     |
|----------------------------------------|----------|----------|-----------------------------|
| イー ド リ ー ム 株 式 会 社                     | 50百万円    | 100%     | 樹脂成型加工品、金型の製造・販売及び電子機器の組付加工 |
| Cellebrite Mobile Synchronization Ltd. | 1,140NIS | 100%     | モバイルデータトランスファー機器の開発・製造・販売等  |
| Cellebrite USA Inc.                    | 34千米ドル   | 0%       | モバイルデータトランスファー機器の販売         |
| Cellebrite GmbH                        | 25千ユーロ   | 0%       | モバイルデータトランスファー機器の販売         |
| 躍陽 信 息 技 術 ( 上 海 ) 有 限 公 司             | 55百万円    | 100%     | モバイルデータトランスファー機器の販売         |
| 株 式 会 社 ブ ル ー ム ・ テ ク ノ                | 300百万円   | 100%     | 電子・電気部品及び製品の開発・製造・販売        |

(注) Cellebrite USA Inc. 及びCellebrite GmbHは、Cellebrite Mobile Synchronization Ltd. の100%子会社であります。

### (4) 対処すべき課題

今後の経済情勢としましては、わが国経済は、景気回復の兆しが見られるものの、長引く円高、原油価格の高騰等の景気下押し懸念が依然として残り、海外経済につきましても、欧州における財政不安及び新興国経済の減速など、景気の先行き不透明感は払しょくされず、引き続き厳しい状況で推移するものと思われま

す。このような状況のなか、当社グループは、平成24年4月1日付で株式会社ブルーム・テクノを吸収合併し、経営資源の集中と経営効率化を図るとともに、引き続き生産効率・品質及びコスト競争力の向上に努めてまいります。その一方で、新規事業・新製品・新サービスに対する研究開発を積極的に推進し、売上高及び収益の拡大を図ってまいります。

当社グループでは、「アミューズメントとIT分野への集中」、「企業価値の向上を図る」、「ベンチャー精神で自ら行動する」を経営方針に掲げ、中長期的な経営戦略として、以下の3点を推進しております。

- ① アミューズメント（パチンコ）関連分野でのシェアアップ
- ② IT（コンテンツ、通信）関連分野での新たな顧客価値の創造
- ③ グローバル市場におけるビジネス構築及び拡大

具体的には、お客様の信頼を得つつ、売れる商品・サービスとは何かに徹底的にこだわり、企画、開発、販売戦略をもって、新たな価値を提供し、収益に貢献するビジネス展開を図ります。また、外部からの視点、外部ノウハウを積極的に

活用し、変化はチャンスと考え、失敗を恐れず、更なる成長を目指してワールドワイドで取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

|                                 |                                         |
|---------------------------------|-----------------------------------------|
| 遊 技 台 部 品 事 業                   | パチンコ制御基板及びパチンコ向け樹脂成形品等の開発・製造・販売         |
| ホ ー ル シ ス テ ム 事 業               | 遊技台管理・会員管理・景品管理等トータルコンピュータシステムの開発・製造・販売 |
| モ バ イ ル デ ー タ ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業 | モバイルデータトランスファー機器の開発・製造・販売               |
| そ の 他                           | コンテンツ配信サービスの企画・開発・販売、デジタル機器の開発・製造・販売    |

(6) 企業集団の主要拠点等（平成24年3月31日現在）

① 当社

|       |                                                       |
|-------|-------------------------------------------------------|
| 本 社   | 愛知県江南市古知野町朝日250番地                                     |
| 事 業 所 | 東京事業所（東京都品川区）                                         |
| 営 業 所 | 仙台営業所（仙台市泉区）、東京営業所（東京都台東区）、大阪営業所（大阪市浪速区）福岡営業所（福岡市博多区） |

② 子会社

| 名 称                                    | 所 在 地         |
|----------------------------------------|---------------|
| イ ー ド リ ー ム 株 式 会 社                    | 愛知県北名古屋市      |
| Cellebrite Mobile Synchronization Ltd. | イスラエル国ベタフティクバ |
| Cellebrite USA Inc.                    | 米国ニュージャージー州   |
| Cellebrite GmbH                        | ドイツ国バイエルン州    |
| 躍 陽 信 息 技 術 ( 上 海 ) 有 限 公 司            | 中国上海市         |
| 株 式 会 社 ブ ル ー ム ・ テ ク ノ                | 神奈川県横浜市       |

(7) 企業集団の従業員の状況（平成24年3月31日現在）

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 553名 | 37名         |

(注) 従業員数には、臨時従業員（パート、アルバイト、嘱託及び派遣社員134名）は含まれておりません。

(8) 主要な借入先及び借入額（平成24年3月31日現在）

（単位：百万円）

| 借入先           | 借入額 |
|---------------|-----|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 387 |
| 株式会社大垣共立銀行    | 220 |
| 株式会社愛知銀行      | 160 |
| いちい信用金庫       | 160 |

## 2. 株式に関する事項（平成24年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 10,840,400株（自己株式487,334株を含む）  
 (3) 株主数 3,661名  
 (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                           | 持 株 数 (株) | 持 株 比 率 (%) |
|-------------------------------------------------|-----------|-------------|
| 東海エンジニアリング株式会社                                  | 2,133,800 | 20.6        |
| 前 田 昌 美                                         | 558,300   | 5.4         |
| サ ン 電 子 従 業 員 持 株 会                             | 482,900   | 4.7         |
| 前 田 英 行                                         | 367,200   | 3.5         |
| 内 海 倫 江                                         | 340,000   | 3.3         |
| 渡 辺 恭 江                                         | 340,000   | 3.3         |
| 田 崎 千 恵                                         | 267,600   | 2.6         |
| サ ン 電 子 役 員 持 株 会                               | 200,500   | 1.9         |
| UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT | 188,500   | 1.8         |
| 岸 佳 須 子                                         | 180,000   | 1.7         |

(注) 当社は、自己株式487,334株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。



### 3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成24年3月31日現在）

#### (1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

① 平成17年6月24日開催の定時株主総会決議に基づき平成17年9月7日に発行された新株予約権（第2回）

- |                            |                         |
|----------------------------|-------------------------|
| 1) 新株予約権の数                 | 1,681個                  |
| 2) 新株予約権の目的となる株式の数         | 336,200株                |
| 3) 新株予約権の発行価額              | 無償                      |
| 4) 新株予約権の行使価額              | 1株当たり 932円              |
| 5) 権利行使に際して株式を発行する場合の資本組入額 | 1株当たり 466円              |
| 6) 新株予約権の行使期間              | 平成19年8月1日から平成24年7月31日まで |
| 7) 新株予約権の行使の条件             |                         |

1. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。
3. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
4. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した契約書に定めるところによる。

#### 8) 当社役員の保有状況

|                   | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|-------------------|---------|-----------|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 545個    | 109,000株  | 7名   |
| 監査役               | 17個     | 3,400株    | 1名   |

(注) 平成18年4月1日付で1株を2株に株式分割を行ったことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、発行価額、行使価額及び資本組入額がそれぞれ調整されております。

② 平成21年6月24日開催の定時株主総会決議に基づき平成21年7月10日に発行された新株予約権（第3回）

- 1) 新株予約権の数 3,580個
- 2) 新株予約権の目的となる株式の数 358,000株
- 3) 新株予約権の発行価額 無償
- 4) 新株予約権の行使価額 1株当たり 427円
- 5) 権利行使に際して株式を発行する場合の資本組入額 1株当たり 214円
- 6) 新株予約権の行使期間 平成23年7月11日から平成33年7月10日まで
- 7) 新株予約権の行使の条件

- 1. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
- 2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。
- 3. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
- 4. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した契約書に定めるところによる。

8) 当社役員の保有状況

|                   | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|-------------------|---------|-----------|------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 2,480個  | 248,000株  | 7名   |
| 監査役               | 20個     | 2,000株    | 2名   |

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成24年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担 当            | 重要な兼職の状況                                                                      |
|-----------|---------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 吉 田 喜 春 |                | Cellebrite Mobile Synchronization Ltd. Chairman                               |
| 代表取締役専務   | 山 口 正 則 | モバイルビジネスセンター担当 | Cellebrite USA Inc. Chairman<br>Cellebrite GmbH Chairman<br>躍陽信息技術（上海）有限公司董事長 |
| 取 締 役     | 若 井 富 幸 | MSSセンター担当      | イーDream(株)取締役                                                                 |
| 取 締 役     | 丹 羽 正 義 | 新商品・新事業開発室担当   |                                                                               |
| 取 締 役     | 亀ヶ井 克 寿 | ACセンター担当       | イーDream(株)取締役<br>(株)ブルーム・テクノ代表取締役会長                                           |
| 取 締 役     | 加 藤 俊 朗 | 経理部担当          |                                                                               |
| 取 締 役     | 東 谷 浩 明 | コーポレートセンター担当   | 躍陽信息技術（上海）有限公司監事<br>(株)ブルーム・テクノ監査役                                            |
| 常 勤 監 査 役 | 後 藤 和 暁 |                |                                                                               |
| 監 査 役     | 桂 川 明   |                | 桂川明税理士事務所所長<br>(株)愛知銀行社外監査役<br>明治電機工業(株)社外監査役                                 |
| 監 査 役     | 佐 野 正 人 |                | 佐野公認会計士事務所所長<br>(株)宇佐美組社外監査役<br>太陽 A S G 有限責任監査法人代表社員                         |

- (注) 1 監査役桂川明及び佐野正人の両氏は、社外監査役であります。
- 2 監査役桂川明氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 3 監査役佐野正人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 4 当社は執行役員制を採用しており、平成24年3月31日現在の取締役以外の執行役員は、次のとおりであります。
- 執行役員 山 岸 栄 AC副センター長
- 執行役員 北 島 光 晴 サンタックセンター長
- 執行役員 鈴 木 祥 司 モバイルフォレンジック部長
- 執行役員 齋 藤 昭 宏 ITSセンター長兼経営企画室長
- 5 取締役加藤俊朗氏は、平成24年3月31日をもって辞任により退任いたしました。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分                | 支 給 人 員    | 報 酬 等 の 額             |
|--------------------|------------|-----------------------|
| 取 締 役              | 7名         | 184,647千円             |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名) | 20,499千円<br>(4,967千円) |
| 合 計                | 10名        | 205,146千円             |

- (注) 1 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与分は含まれておりません。  
2 上記報酬等の額には、以下のものが含まれております。  
・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額32,760千円(取締役6名に対し29,368千円、監査役3名に対し3,392千円(うち社外監査役2名に対し860千円))。  
・ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額3,406千円(取締役7名に対し3,379千円、監査役2名に対し27千円(うち社外監査役2名に対し27千円))。  
3 取締役の報酬限度額は、年額200,000千円であります(平成18年6月27日定時株主総会決議)。  
4 監査役の報酬限度額は、年額25,000千円であります(平成18年6月27日定時株主総会決議)。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等との兼職状況

| 区 分   | 氏 名     | 兼 職 の 状 況                                         |
|-------|---------|---------------------------------------------------|
| 監 査 役 | 桂 川 明   | 桂川明税理士事務所所長<br>㈱愛知銀行社外監査役<br>明治電機工業㈱社外監査役         |
| 監 査 役 | 佐 野 正 人 | 佐野公認会計士事務所所長<br>㈱宇佐美組社外監査役<br>太陽A S G有限責任監査法人代表社員 |

(注) 当社と上記法人等との間に、特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                      |
|-------|---------|------------------------------------------------------------------|
| 監 査 役 | 桂 川 明   | 当事業年度開催の取締役会は適宜出席し、監査役会は13回のうち11回出席し、税理士としての専門的見地から意見を述べております。   |
| 監 査 役 | 佐 野 正 人 | 当事業年度開催の取締役会は適宜出席し、監査役会は13回のうち12回出席し、公認会計士としての専門的見地から意見を述べております。 |

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等

|                               | 支 払 額    |
|-------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る報酬等の額                 | 21,000千円 |
| 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当該会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、必要あるときは監査役会規則に則り「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

(4) 子会社の監査に関する事項

当社の海外連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・業務全般にわたる業務分掌及び権限規定が網羅的に整備されており、ルールに基づき各職位が明確な権限と責任をもって業務を遂行し、内部監査によるモニタリングを実施する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・社内規程及びそれに関する各種マニュアルに従い、適切に保存・管理する。
  - ・必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
- ③ 損失の危険の職務管理に関する規程その他の体制
  - ・組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は、総務部門が行う。
  - ・各部門の所轄業務に付随するリスク管理は、当該部署が行う。
  - ・リスク発生時には、危機管理フローに則り対応する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・社内規程及びそれに関する各種マニュアルに従い、効率的な運営を行う。
  - ・短期間に多面的な検討を行うため、必要に応じ各種委員会を設置する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・事業活動における法令・企業倫理・社内規則等の遵守を確保するため、コンプライアンス担当取締役を置く。
  - ・内部監査の実施により、内部統制の妥当性・効率性を検証する。
- ⑥ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ・関係会社管理規程に則り、関係会社管理を実施する。
  - ・子会社の内部監査を実施する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - ・必要に応じて、監査役の業務補助のための監査補助スタッフを置く。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ・監査補助スタッフの人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を必要とする。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
  - ・取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生したときには、直ちに監査役に報告する。
  - ・監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、重要な会議に出席する。
  - ・監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に

応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができる。

- ⑩ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役監査基準に則って監査を行うことにより、監査の実効性を確保する。

#### <反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況>

- ① 反社会的勢力に向けた基本的な考え方
  - ・ 反社会的勢力に対し、毅然とした態度をもって対処する。
- ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況
  - ・ 反社会的勢力に対処するために、コンプライアンス規程にその旨を記述し、コンプライアンス担当役員のもと、全社一丸となって対処するよう周知・徹底を図る。組織的には、コンプライアンス担当役員、総務担当部長、法務担当部長、顧問弁護士が中心となり、警察等外部組織の指導を仰ぎ対応する。

#### (2) 会社の支配に関する基本方針

##### ① 基本方針の概要

当社取締役会は、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、当社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えことから、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、当社取締役会が必要な情報や時間を確保した上で、株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することを可能とするための枠組みが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付行為を抑止するために必要不可欠であると考えております。

##### ② 基本方針の実現のための取組みの概要

当社は、上記の基本方針の実現のための取組みとして、次の施策を実施しています。

###### 1) 企業理念及び企業価値の源泉

当社は、「夢、挑戦、創造」を企業スローガンに、創業当時のベンチャースピリットを大切に、若さと活力を絶やさず発展し続けるために、常にベンチャー企業であり続けることを基本理念とし、商品力・性能・信頼性・品質に優れた高付加価値な商品やサービスを開発・提供し続けることを目標に経営に取り組んでおります。

具体的な経営理念としては、以下を掲げております。

1. フレキシビリティとオリジナリティを武器に、ハードとソフトを融合させた価値ある商品開発を目指す。
2. 顧客第一主義を徹底し、夢の実現に向かって社会に求められる価値ある企業に成長する
3. 生き甲斐や能力が発揮できる環境を社員に提供し、健全な社会の発展に貢献する。

当社は、社会の公器として法令順守はもちろん、責任ある企業活動を行うと同時に、組織として成熟する一方でチャレンジ精神が薄れないよう、新たなビジネスに挑戦する精神、斬新な発想そして次代の成長の原動力を大切に考えております。この「挑戦する精神」こそ、当社企業価値の源泉と言えます。

## 2) 企業価値の向上に資する取り組み

当社は、ネットワーク構築のための「結ぶ」技術を時代の鍵と考えて、21世紀に求められる「コミュニケーション&エンターテインメント」分野において、「ナンバーワン戦略」と「新規事業への積極的な挑戦」により、便利な機能と豊かな心を社会に提供することで「企業価値の向上」を図ります。各分野で蓄積してまいりました経営資源を融合し、さらなるシナジー効果を追求することで、進化し続ける「ブロードバンドネットワーク」時代に、新しい価値を創造したいと考えており、「アミューズメントとIT関連分野への集中」、「企業価値の向上を図る」、「ベンチャー精神で自ら行動する」を経営方針に掲げ、中長期的な経営戦略として以下の3点を推進しております。

1. アミューズメント（パチンコ）関連分野でのシェア拡大
2. IT（モバイル・通信・コンテンツ・センサー）関連分野での新たな顧客価値の創造
3. グローバル市場におけるビジネス構築及び拡大

具体的には、お客様の信頼を得つつ、売れる商品・サービスとは何かに徹底的にこだわり、企画、開発、販売戦略をもって、新たな価値を提供し、収益に貢献するビジネス展開を図ります。また、外部からの視点、外部ノウハウを積極的に活用し、変化はチャンスと考え、失敗を恐れず、更なる成長を目指してワールドワイドで取り組んでまいります。

## 3) コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるために必要かつ有効な仕組みとして、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

具体的には、取締役の経営責任を明確にし、株主の皆様への信任を問う機会を増やすため取締役の任期を1年とし、また、在任の監査役3名中2名を独立性の高い社外監査役としております。

また、経営判断にあたっては、顧問として就任されている外部有識者、弁護士等の法律・会計専門家からの意見を聴取する等、経営の客観性の確保と向上に努



めております。

当社は、株主をはじめとするステークホルダーの権利・利益を尊重し、企業の社会的責任を忘れることなく、今後も企業理念や高い倫理観に基づき、法令や社会的規範を遵守することは当然のこととし、社会に貢献できる企業であり続けるために、継続してコーポレート・ガバナンスのさらなる強化に努める所存であります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

本プランの概要は、以下の通りです。なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページ(<http://www.sun-denshi.co.jp>)に掲載されている平成24年5月25日付当社プレスリリースをご参照ください。

本プランは、当社株式の保有割合が20%以上となる買付等がなされる場合を適用対象としており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、大量買付者に対し、事前に必要かつ十分な情報の提供を求め、情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための手続を定め、大量買付者に、取締役会検討期間が終了するまで大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

大規模買付者が本プランの手続を遵守しない場合や、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれがある場合等には、当社取締役会から独立した組織である独立委員会の判断を経た上で、対抗措置(原則として新株予約権の無償割当)を発動することがあります。

また、株主の皆様には、手続の各段階において、適時に十分な情報開示を行い、ご判断していただけるようにしてまいります。

なお、本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

④ 上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1) 会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に大量買付に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、情報判断のための一定の検討期間が経過した後にはのみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしています。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社の企業価値および株主共同の利益が損なわれると判断される場合は、大量買付者に対し対抗

措置を講じることとしていることから、本プランは当社の会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

- 2) 株主共同の利益を損なうものではなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

本プランは、①経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める要件を充足していること。②株主意思を重視するものであること。③独立性のある社外者の判断を重視し情報開示を行うこと。④発動のために合理的な客観的要件を設定していること。⑤外部専門家等の意見を取得すること。⑥デッドハント型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

---

(注) 本事業報告中に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。  
また、割合は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成24年 3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目            | 金 額               |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>  |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>13,150,529</b> | <b>流動負債</b>    | <b>7,547,021</b>  |
| 現金及び預金          | 6,242,289         | 支払手形及び買掛金      | 2,717,455         |
| 受取手形及び売掛金       | 3,666,430         | 短期借入金          | 830,000           |
| リース投資資産         | 11,104            | 一年内返済予定長期借入金   | 47,796            |
| 有価証券            | 204,748           | リース債務          | 14,321            |
| 製品              | 465,092           | 未払法人税等         | 186,108           |
| 仕掛品             | 1,270,874         | 繰延税金負債         | 24,401            |
| 原材料             | 678,477           | 賞与引当金          | 497,056           |
| 繰延税金資産          | 251,088           | 役員賞与引当金        | 43,954            |
| その他             | 398,197           | 製品保証引当金        | 152,002           |
| 貸倒引当金           | △37,775           | 前受収益           | 1,348,563         |
| <b>固定資産</b>     | <b>4,906,490</b>  | その他の           | 1,685,362         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,500,670</b>  | <b>固定負債</b>    | <b>628,276</b>    |
| 建物及び構築物         | 806,967           | 長期借入金          | 199,722           |
| 機械装置及び運搬具       | 170,013           | リース債務          | 9,242             |
| 工具器具備品          | 215,297           | 繰延税金負債         | 250,925           |
| 土地              | 1,295,554         | 再評価に係る繰延税金負債   | 11,508            |
| リース資産           | 12,459            | 退職給付引当金        | 85,989            |
| 建設仮勘定           | 378               | 役員退職慰労引当金      | 24,336            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>344,433</b>    | 資産除去債務         | 3,220             |
| のれん             | 279,803           | 長期未払金          | 43,331            |
| その他             | 64,629            | <b>負債合計</b>    | <b>8,175,298</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,061,387</b>  | <b>(純資産の部)</b> |                   |
| 投資有価証券          | 1,442,317         | <b>株主資本</b>    | <b>10,436,115</b> |
| 繰延税金資産          | 500,893           | 資本金            | 891,385           |
| その他             | 156,276           | 資本剰余金          | 904,907           |
| 貸倒引当金           | △38,100           | 利益剰余金          | 8,837,978         |
|                 |                   | 自己株式           | △198,156          |
|                 |                   | その他の包括利益累計額    | △786,910          |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金   | △73,549           |
|                 |                   | 土地再評価差額金       | △435,791          |
|                 |                   | 為替換算調整勘定       | △277,568          |
|                 |                   | 新株予約権          | 232,516           |
| <b>資産合計</b>     | <b>18,057,019</b> | <b>純資産合計</b>   | <b>9,881,721</b>  |
|                 |                   | <b>負債純資産合計</b> | <b>18,057,019</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金       | 額                |
|-----------------------|---------|------------------|
| 売 上 高                 |         | 16,131,019       |
| 売 上 原 価               |         | 9,094,662        |
| <b>売 上 総 利 益</b>      |         | <b>7,036,357</b> |
| 販売費及び一般管理費            |         | 6,478,788        |
| <b>営 業 利 益</b>        |         | <b>557,568</b>   |
| <b>営 業 外 収 益</b>      |         |                  |
| 受取利息及び配当金             | 67,860  |                  |
| そ の 他                 | 10,938  | 78,799           |
| <b>営 業 外 費 用</b>      |         |                  |
| 支 払 利 息               | 11,939  |                  |
| 為 替 差 損               | 55,421  |                  |
| そ の 他                 | 492     | 67,853           |
| <b>経 常 利 益</b>        |         | <b>568,515</b>   |
| <b>特 別 利 益</b>        |         |                  |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 151     |                  |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 932     | 1,084            |
| <b>特 別 損 失</b>        |         |                  |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 21,158  |                  |
| 減 損 損 失               | 39,125  |                  |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 1,450   |                  |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 損     | 5,830   |                  |
| 会 員 権 評 価 損           | 1,452   | 69,017           |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>    |         | <b>500,582</b>   |
| 法人税、住民税及び事業税          | 300,737 |                  |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 113,071 | 413,808          |
| <b>少数株主損益調整前当期純利益</b> |         | <b>86,773</b>    |
| 少 数 株 主 利 益           |         | -                |
| <b>当 期 純 利 益</b>      |         | <b>86,773</b>    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本 |         |           |          |            |
|-------------------------------|---------|---------|-----------|----------|------------|
|                               | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金     | 自己株式     | 株主資本<br>合計 |
| 平成23年4月1日残高                   | 891,385 | 904,907 | 8,909,547 | △125,189 | 10,580,650 |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |         |           |          |            |
| 剰余金の配当                        |         |         | △158,342  |          | △158,342   |
| 当期純利益                         |         |         | 86,773    |          | 86,773     |
| 自己株式の取得                       |         |         |           | △72,966  | △72,966    |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |         |         |           |          |            |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | —       | —       | △71,568   | △72,966  | △144,535   |
| 平成24年3月31日残高                  | 891,385 | 904,907 | 8,837,978 | △198,156 | 10,436,115 |

(単位：千円)

|                               | その他の包括利益累計額      |              |              | 新株予約権   |
|-------------------------------|------------------|--------------|--------------|---------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金 | 土地再評価<br>差額金 | 為替換算<br>調整勘定 |         |
| 平成23年4月1日残高                   | △78,263          | △437,380     | △224,961     | 200,057 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                  |              |              |         |
| 剰余金の配当                        |                  |              |              |         |
| 当期純利益                         |                  |              |              |         |
| 自己株式の取得                       |                  |              |              |         |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 4,714            | 1,588        | △52,607      | 32,458  |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 4,714            | 1,588        | △52,607      | 32,458  |
| 平成24年3月31日残高                  | △73,549          | △435,791     | △277,568     | 232,516 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 【連結注記表】

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項
  - (1) 連結子会社の数 6社
  - (2) 連結子会社の名称 イードリーム㈱  
Cellebrite Mobile Synchronization Ltd.  
Cellebrite USA Inc.  
Cellebrite GmbH  
躍陽情報技術(上海)有限公司  
㈱ブルーム・テクノ
  - (3) 主要な非連結子会社の名称 依地貿易(上海)有限公司  
非連結子会社は、小規模であり総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲に含めておりません。
2. 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社のうちCellebrite Mobile Synchronization Ltd.、Cellebrite USA Inc.、Cellebrite GmbH及び躍陽情報技術(上海)有限公司の決算日は平成23年12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しておりますが、当該決算日と連結決算日が異なることから生ずる連結会社間取引にかかる会計記録の重要な不一致については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

###### ② デリバティブ

時価法

###### ③ たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製 品

総平均法

原材料

移動平均法

国内連結子会社については主として総平均法

仕掛品

受託開発品

個別法

上記以外の仕掛品

総平均法

なお、在外連結子会社については、移動平均法による低価法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

また、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物 10年～50年

機 械 装 置 及 び 運 搬 具 6年～8年

工 具 器 具 備 品 2年～6年

|                                  |                                                                                                                                         |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ② 無形固定資産（リース資産を除く）<br>自社利用ソフトウェア | 社内における利用可能期間に基づく<br>定額法                                                                                                                 |
| 上記以外の無形固定資産                      | 定額法                                                                                                                                     |
| ③ リース資産                          | リース期間定額法                                                                                                                                |
| ④ 長期前払費用                         | 定額法                                                                                                                                     |
| (3) 重要な引当金の計上基準                  |                                                                                                                                         |
| ① 貸倒引当金                          | 当社及び国内連結子会社は、債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は、特定の債権について回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金                          | 従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。                                                                                                          |
| ③ 役員賞与引当金                        | 役員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度負担額を計上しております。                                                                                                     |
| ④ 製品保証引当金                        | 在外連結子会社は、製品保証費用の支出に備えるため、売上高に対する過去の経験率により算定した額を計上しております。                                                                                |
| ⑤ 退職給付引当金                        | 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産額に基づき計上しております。                                                                                   |
| ⑥ 役員退職慰労引当金                      | 国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。                                                                                  |



(4) リース取引の処理方法  
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前のリース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項  
消費税等の会計処理 税抜方式

5. のれんの償却方法及び償却期間  
のれんは5年間の定額法により償却を行っております。

### (表示方法の変更)

前連結会計年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「前受収益」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度における「前受収益」の金額は784,078千円であります。

### (追加情報)

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準  
当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,387,699千円
2. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額について再評価差損に係る繰延税金資産相当額を控除せず再評価差益に係る繰延税金負債相当額を控除して、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の計算のために公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行い算定しております。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日  
再評価を行った事業用土地の、期末における  
時価と再評価後の帳簿価額との差額  $\Delta 277,233$ 千円

3. 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、当連結会計年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当連結会計年度末日満期手形の金額は次のとおりであります。

|      |           |
|------|-----------|
| 受取手形 | 45,043千円  |
| 支払手形 | 220,317千円 |

## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類          | 当連結会計年度<br>期首株式数 | 当連結会計年度<br>増加株式数 | 当連結会計年度<br>減少株式数 | 当連結会計年度末<br>株式数 |
|----------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 発行済株式数<br>普通株式 | 10,840,400株      | 一株               | 一株               | 10,840,400株     |
| 合計             | 10,840,400株      | 一株               | 一株               | 10,840,400株     |

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成23年6月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 158,342        | 15              | 平成23年<br>3月31日 | 平成23年<br>6月29日 |

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成24年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| 決議                   | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日            | 効力発生日          |
|----------------------|-------|-------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成24年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 207,061        | 20              | 平成24年<br>3月31日 | 平成24年<br>6月27日 |

### 3. 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項

|            |          |
|------------|----------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式     |
| 目的となる株式の数  | 694,200株 |

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、短期的な運用資金は銀行借入により調達しております。デリバティブは、外貨建ての営業債務に係る為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことによりリスク低減を図っております。なお、当期の連結決算日現在における営業債権のうち29.6%が特定の大口顧客に対するものであります。また、営業債権である受取手形及び売掛金は、そのほとんどが1年以内の決済期日であります。

投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

営業債務、借入金及び未払法人税等は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループ各社において適時に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引の実行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた社内ルールに従い、経理部が決裁担当者の承認を得て行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注)2.を参照してください）。

（単位：千円）

|               | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時 価        | 差 額 |
|---------------|----------------|------------|-----|
| (1) 現金及び預金    | 6,242,289      | 6,242,289  | —   |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 3,666,430      |            |     |
| 貸倒引当金(※)      | △26,305        |            |     |
|               | 3,640,124      | 3,640,124  | —   |
| (3) 有価証券      |                |            |     |
| その他有価証券       | 204,748        | 204,748    | —   |
| (4) 投資有価証券    |                |            |     |
| その他有価証券       | 1,409,813      | 1,409,813  | —   |
| 資産計           | 11,496,977     | 11,496,977 | —   |
| (1) 支払手形及び買掛金 | 2,717,455      | 2,717,455  | —   |
| (2) 短期借入金     | 830,000        | 830,000    | —   |
| (3) 未払法人税等    | 186,108        | 186,108    | —   |
| (4) 長期借入金     | 199,722        | 200,075    | 353 |
| 負債計           | 3,933,285      | 3,933,638  | 353 |

(※)受取手形及び売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資産

- (1) 現金及び預金並びに (2) 受取手形及び売掛金  
これらのほとんどが短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 有価証券  
これらはMMF等の公社債投資信託で短期に決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 投資有価証券  
これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券その他の金融商品は取引金融機関から提示された価格によっております。

- ①その他有価証券の当連結会計年度中売却額は133,401千円であり、売却益の合計額は932千円、売却損の合計額は5,830千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                                          | 種 類     | 取得原価又は<br>償却原価 | 連結貸借対照表<br>計 上 額 | 差 額      |
|------------------------------------------|---------|----------------|------------------|----------|
| 連結貸借対照表計<br>上額が取得原価又<br>は償却原価を超え<br>るもの  | (1) 株式  | 208,486        | 214,485          | 5,998    |
|                                          | (2) 債券  |                |                  |          |
|                                          | その他     | 68,255         | 70,043           | 1,788    |
|                                          | (3) その他 | 88,684         | 94,378           | 5,694    |
|                                          | 小 計     | 365,426        | 378,908          | 13,481   |
| 連結貸借対照表計<br>上額が取得原価又<br>は償却原価を超え<br>ないもの | (1) 株式  | 219,427        | 206,977          | △12,449  |
|                                          | (2) 債券  |                |                  |          |
|                                          | その他     | 425,349        | 416,583          | △8,765   |
|                                          | (3) その他 | 512,113        | 407,344          | △104,769 |
|                                          | 小 計     | 1,156,890      | 1,030,905        | △125,985 |
| 合 計                                      |         | 1,522,317      | 1,409,813        | △112,504 |

- ②上記の表中にある「取得原価又は償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金並びに(3) 未払法人税等  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 長期借入金  
時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区 分   | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 32,504     |

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。従って、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

- (注)3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

|                                     | 1年以内      | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超    |
|-------------------------------------|-----------|-------------|--------------|---------|
| (1) 現金及び預金                          | 6,242,289 | —           | —            | —       |
| (2) 受取手形及び売掛金                       | 3,593,617 | 72,813      | —            | —       |
| (3) 投資有価証券<br>その他有価証券のうち<br>満期があるもの | 38,714    | 253,839     | 69,033       | 125,040 |
| 合 計                                 | 9,874,621 | 326,653     | 69,033       | 125,040 |

## (1株当たり情報に関する注記)

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 932円01銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 8円31銭   |

## (重要な後発事象)

当社は、平成24年5月25日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、下記のとおり平成24年6月26日開催の当社第41回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

(新株予約権の内容)

- ① 株式の種類 普通株式
- ② 株式の数 375,000株 (上限)
- ③ 新株予約権の総数 3,750個 (上限)
- ④ 新株予約権の発行価格 無償
- ⑤ 新株予約権の割当を受ける者  
当社の取締役、監査役、従業員及び当社子会社の取締役、従業員
- ⑥ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)において大阪証券取引所(JASDAQ市場)における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値の価額といたします。
- ⑦ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過するまでといたします。
- ⑧ 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を必要といたします。
- ⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - I. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。
  - II. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記I記載の資本金等増加限度額から上記Iに定める増加する資本金の額を減じた額といたします。
- ⑩ その他の条件については、本株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基

づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

#### (固定資産の減損に関する注記)

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 用途    | 種類      | 金額       |
|-------|---------|----------|
| 事業用資産 | 建物及び構築物 | 6,139千円  |
|       | 工具器具備品  | 1,461千円  |
|       | のれん     | 21,524千円 |
|       | その他     | 10,000千円 |

当社グループでは減損会計の適用にあたり、事業所及び事業の種類等を総合的に勘案してグルーピングを行っております。

使用見込がなくなった固定資産及び収益性の低下した固定資産及びのれんについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度に当該減少額を減損損失39,125千円として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額は、主として処分見込価額から処分見込費用を控除した額を使用しております。また、当該資産について売却が困難であるものについては、正味売却価額を零としております。



# 貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目            | 金 額               |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>  |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>7,467,195</b>  | <b>流動負債</b>    | <b>3,921,237</b>  |
| 現金及び預金          | 2,849,001         | 支払手形           | 448,632           |
| 受取手形            | 585,823           | 買掛金            | 1,441,515         |
| 売掛金             | 2,013,535         | 短期借入金          | 830,000           |
| リース投資資産         | 11,104            | リース債務          | 11,002            |
| 有価証券            | 204,748           | 未払金            | 46,201            |
| 製品              | 318,262           | 未払費用           | 454,236           |
| 仕掛品             | 671,676           | 未払法人税等         | 118,038           |
| 原材料             | 352,524           | 未払消費税等         | 86,379            |
| 前払費用            | 17,193            | 前受金            | 118,985           |
| 繰延税金資産          | 287,501           | 前受収益           | 12,805            |
| 関係会社短期貸付金       | 170,000           | 預り金            | 13,175            |
| 未収入金            | 7,490             | 賞与引当金          | 301,486           |
| その他の他金          | 3,632             | 役員賞与引当金        | 32,760            |
| 貸倒引当金           | △25,300           | その他の他          | 6,018             |
| <b>固定資産</b>     | <b>5,452,313</b>  | <b>固定負債</b>    | <b>51,481</b>     |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,146,853</b>  | リース債務          | 1,641             |
| 建物              | 281,960           | 再評価に係る繰延税金負債   | 11,508            |
| 構築物             | 15,575            | 長期未払金          | 38,331            |
| 機械装置            | 19,418            | <b>負債合計</b>    | <b>3,972,719</b>  |
| 車両運搬具           | 957               | <b>(純資産の部)</b> |                   |
| 工具器具備品          | 145,911           | <b>株主資本</b>    | <b>9,422,865</b>  |
| 土地              | 681,114           | 資本金            | 891,385           |
| リース資産           | 1,539             | 資本剰余金          | 904,907           |
| 建設仮勘定           | 378               | 資本準備金          | 904,907           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>24,641</b>     | 利益剰余金          | 7,824,728         |
| ソフトウェア          | 16,020            | 利益準備金          | 154,318           |
| その他             | 8,620             | その他利益剰余金       | 7,670,410         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>4,280,818</b>  | 別途積立金          | 6,910,000         |
| 投資有価証券          | 915,951           | 繰越利益剰余金        | 760,410           |
| 関係会社株式          | 2,839,004         | <b>自己株式</b>    | <b>△198,156</b>   |
| 出資金             | 2,411             | 評価・換算差額等       | △515,097          |
| 破産更生債権等         | 8,000             | その他有価証券評価差額金   | △79,305           |
| 長期前払費用          | 33,217            | 土地再評価差額金       | △435,791          |
| 繰延税金資産          | 429,167           | 新株予約権          | 39,022            |
| 保証金             | 39,637            |                |                   |
| 保険積立金           | 18,127            |                |                   |
| その他の他金          | 3,301             |                |                   |
| 貸倒引当金           | △8,000            |                |                   |
| <b>資産合計</b>     | <b>12,919,509</b> | <b>純資産合計</b>   | <b>8,946,789</b>  |
|                 |                   | <b>負債純資産合計</b> | <b>12,919,509</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金       | 額                |
|------------------------|---------|------------------|
| 売 上 高                  |         | 10,136,421       |
| 売 上 原 価                |         | 6,208,932        |
| <b>売 上 総 利 益</b>       |         | <b>3,927,489</b> |
| 販売費及び一般管理費             |         | 3,378,080        |
| <b>営 業 利 益</b>         |         | <b>549,408</b>   |
| <b>営 業 外 収 益</b>       |         |                  |
| 受取利息及び配当金              | 466,327 |                  |
| そ の 他                  | 19,033  | 485,361          |
| <b>営 業 外 費 用</b>       |         |                  |
| 支払利息                   | 5,517   |                  |
| 貸倒引当金繰入額               | 8,000   |                  |
| そ の 他                  | 13,774  | 27,292           |
| <b>経 常 利 益</b>         |         | <b>1,007,477</b> |
| <b>特 別 利 益</b>         |         |                  |
| 固定資産売却益                | 151     | 151              |
| <b>特 別 損 失</b>         |         |                  |
| 固定資産除却損                | 11,853  |                  |
| 関係会社株式評価損              | 302,042 |                  |
| 会員権評価損                 | 1,452   | 315,348          |
| <b>税 引 前 当 期 純 利 益</b> |         | <b>692,280</b>   |
| 法人税、住民税及び事業税           | 134,119 |                  |
| 法人税等調整額                | 81,415  | 215,534          |
| <b>当 期 純 利 益</b>       |         | <b>476,745</b>   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から  
平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本 |         |         |           |          |
|-----------------------------|---------|---------|---------|-----------|----------|
|                             | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金   | その他利益剰余金  |          |
|                             |         |         |         | 資本準備金     | 利益準備金    |
| 平成23年4月1日残高                 | 891,385 | 904,907 | 154,318 | 6,610,000 | 742,007  |
| 事業年度中の変動額                   |         |         |         |           |          |
| 別途積立金の積立                    |         |         |         | 300,000   | △300,000 |
| 剰余金の配当                      |         |         |         |           | △158,342 |
| 当期純利益                       |         |         |         |           | 476,745  |
| 自己株式の取得                     |         |         |         |           |          |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |         |         |           |          |
| 事業年度中の変動額合計                 | —       | —       | —       | 300,000   | 18,403   |
| 平成24年3月31日残高                | 891,385 | 904,907 | 154,318 | 6,910,000 | 760,410  |

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本  |           | 評価・換算差額等         |                | 新株予約権  |
|-----------------------------|----------|-----------|------------------|----------------|--------|
|                             | 自己株式     | 株主資本合計    | その他有価証券<br>評価差額金 | 土地再評価<br>差 額 金 |        |
| 平成23年4月1日残高                 | △125,189 | 9,177,428 | △84,212          | △437,380       | 34,144 |
| 事業年度中の変動額                   |          |           |                  |                |        |
| 別途積立金の積立                    |          | —         |                  |                |        |
| 剰余金の配当                      |          | △158,342  |                  |                |        |
| 当期純利益                       |          | 476,745   |                  |                |        |
| 自己株式の取得                     | △72,966  | △72,966   |                  |                |        |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |          |           | 4,907            | 1,588          | 4,877  |
| 事業年度中の変動額合計                 | △72,966  | 245,436   | 4,907            | 1,588          | 4,877  |
| 平成24年3月31日残高                | △198,156 | 9,422,865 | △79,305          | △435,791       | 39,022 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 【個別注記表】

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
  - (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）  
時価のないもの 移動平均法による原価法
2. デリバティブ取引の評価方法 時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法  
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
  - (1) 製品 総平均法
  - (2) 原材料 移動平均法
  - (3) 仕掛品  
受託開発品 個別法  
上記以外の仕掛品 総平均法
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。  
主な耐用年数は、以下のとおりであります。

|   |       |         |
|---|-------|---------|
| 建 | 物     | 15年～50年 |
| 工 | 具器具備品 | 2年～6年   |
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
自社利用ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法  
上記以外の無形固定資産 定額法
  - (3) リース資産 リース期間定額法
  - (4) 長期前払費用 定額法

## 5. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

### (3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当事業年度負担額を計上しております。

## 6. 消費税等の会計処理

税抜方式

### (追加情報)

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

- |                   |             |
|-------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,632,320千円 |
| 2. 関係会社に対する短期金銭債権 | 177,113千円   |
| 関係会社に対する長期金銭債権    | 8,000千円     |
| 関係会社に対する短期金銭債務    | 46,335千円    |

3. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額について再評価差損に係る繰延税金資産相当額を控除せず再評価差益に係る繰延税金負債相当額を控除して、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の計算のために公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行い算定しております。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

再評価を行った事業用土地の、期末における

時価と再評価後の帳簿価額との差額  $\Delta 277,233$ 千円

4. 期末日満期手形の会計処理については、当事業年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当事業年度末日満期手形の金額は次のとおりであります。

受取手形 44,593千円

支払手形 159,931千円

(損益計算書に関する注記)

|           |   |   |            |           |           |
|-----------|---|---|------------|-----------|-----------|
| 関係会社との取引高 | 売 | 上 | 高          | 13,700千円  |           |
|           | 仕 | 入 | 高          | 等         | 475,131千円 |
|           |   |   | 営業取引以外の取引高 | 461,095千円 |           |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

|                         |      |          |
|-------------------------|------|----------|
| 当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数 | 普通株式 | 487,334株 |
|-------------------------|------|----------|

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|             |           |
|-------------|-----------|
| 繰延税金資産      |           |
| 研究開発費       | 372,392千円 |
| 長期未払金       | 5,944千円   |
| 投資有価証券      | 25,926千円  |
| 関係会社株式      | 124,033千円 |
| 賞与引当金       | 114,263千円 |
| 貸倒引当金       | 6,775千円   |
| その他有価証券評価差額 | 39,334千円  |
| その他         | 87,071千円  |
| 繰延税金資産小計    | 775,741千円 |
| 評価性引当額      | △59,072千円 |
| 繰延税金資産合計    | 716,668千円 |
| 繰延税金負債      |           |
| 繰延税金負債合計    | —         |
| 繰延税金資産の純額   | 716,668千円 |

## (関連当事者との取引に関する注記)

### 子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の名称                                          | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係        | 取引の内容            | 取引金額(千円) | 科目            | 事業年度末残高(千円) |
|-----|-------------------------------------------------|----------------|------------------|------------------|----------|---------------|-------------|
| 子会社 | イードリーム㈱                                         | (所有)直接100%     | 製造子会社<br>役員の兼任2名 | 外注費その他仕入         | 360,790  | 買掛金           | 28,037      |
|     |                                                 |                |                  | 出向者人件費等          | 45,929   | 未収入金          | 3,515       |
|     |                                                 |                |                  | 設備の購入            | 31,372   | —             | —           |
|     |                                                 |                |                  | 事業土地賃貸           | 9,536    | —             | —           |
| 子会社 | ㈱ブルーム・テクノ                                       | (所有)直接100%     | 役員の兼任2名          | 開発委託その他仕入        | 25,617   | —             | —           |
|     |                                                 |                |                  | 資金の貸付            | 170,000  | 関係会社<br>短期貸付金 | 170,000     |
|     |                                                 |                |                  | 受入人件費            | 9,697    | —             | —           |
|     |                                                 |                |                  | システム運用業務受託等      | 1,295    | 未収入金          | 120         |
| 子会社 | Cellebrite<br>Mobile<br>Synchronization<br>Ltd. | (所有)直接100%     | 役員の兼任1名          | 販売手数料収入等         | 13,694   | 売掛金           | 3,478       |
|     |                                                 |                |                  | 製品の仕入及び<br>役務の提供 | —        | 前払費用          | 5,485       |
|     |                                                 |                |                  |                  | —        | 長期前払費用        | 31,550      |
|     |                                                 |                |                  |                  | 88,724   | 買掛金           | 18,298      |
| 子会社 | 躍陽信息技术(上海)有限公司                                  | (所有)直接100%     | 役員の兼任2名          | 資金の貸付            | 8,000    | 破産更生債権等       | 8,000       |

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記子会社との取引においては、市場価格等を参考に決定しております。

2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## (1株当たり情報に関する注記)

|            |          |
|------------|----------|
| 1株当たり純資産額  | 860円 40銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 45円 63銭  |

## (重要な後発事象)

当社は、平成24年5月25日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、下記のとおり平成24年6月26日開催の当社第41回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

(新株予約権の内容)

- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| ① 株式の種類         | 普通株式         |
| ② 株式の数          | 375,000株(上限) |
| ③ 新株予約権の総数      | 3,750個(上限)   |
| ④ 新株予約権の発行価格    | 無償           |
| ⑤ 新株予約権の割当を受ける者 |              |



当社の取締役、監査役、従業員及び当社子会社の取締役、従業員

- ⑥ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）において大阪証券取引所（JASDAQ市場）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値の価額といたします。
- ⑦ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過するまでといたします。
- ⑧ 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を必要といたします。
- ⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - I. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。
  - II. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記I記載の資本金等増加限度額から上記Iに定める増加する資本金の額を減じた額といたします。
- ⑩ その他の条件については、本株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成24年5月30日

サン電子株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
指定有限責任社員 公認会計士 柴田 光明 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 楠元 宏 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サン電子株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サン電子株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は取締役会において、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成24年 5月30日

サン電子株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柴田 光明 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 楠元 宏 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サン電子株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は取締役会において、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員への地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月31日

サン電子株式会社 監査役会

常勤監査役 後 藤 和 暁 (印)

社外監査役 桂 川 明 (印)

社外監査役 佐 野 正 人 (印)

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当につきまして、財務の健全性を維持しつつ、株主の皆様へ長期安定的な配当と業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

この方針のもと、当期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、当期の業績と今後の事業競争力の強化を勘案し、また、平成23年4月1日に創業40周年を迎えることができましたことから、記念配当を加え、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円（うち、普通配当15円、創業40周年記念配当5円）総額 207,061,320円

##### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月27日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 300,000,000 円

##### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 300,000,000 円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みである買収防衛策の採用及びそれに基づく対抗措置の発動については、株主の皆様にも一定の影響を与えるため、係る買収防衛策の導入等のプロセスとして、株主の皆様のご承認をいただくことが重要であると考えております。

そこで、株主の皆様の意思を法的に明確な形で反映させるために、株主総会において、買収防衛策の導入、変更および廃止について株主総会の決議により決定することを可能とすべく、変更案第37条（買収防衛策）を新設し、条数の繰下げを行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します)

| 現 行 定 款                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;"><b>【新 設】</b></p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第37条 (条文省略)</p> <p>  )</p> <p>第39条 (条文省略)</p> | <p style="text-align: center;">第6章 買収防衛策</p> <p style="text-align: center;">(買収防衛策)</p> <p>第37条 <u>当会社は、株主総会の決議により、当会社の株式等の大量買付行為に関する対応策の導入、変更および廃止につき、定めることができる。</u></p> <p>② <u>前項の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>  )</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> |

### 第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

当社では、執行役員制度を導入しており、取締役会においてもより一層の迅速な意思決定が行えるよう、取締役1名を減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | よしだき はる<br>吉田喜春<br>(昭和27年5月18日生)    | 昭和46年4月 当社入社<br>昭和60年4月 当社ソフトウェア事業部長<br>平成元年4月 当社取締役ソフトウェア事業部長<br>平成13年4月 株式会社サンコミュニケーションズ取締役<br>平成19年6月 当社取締役新規事業開発部長<br>平成20年1月 当社代表取締役社長<br>平成20年6月 当社代表取締役社長兼知財ビジネス事業部担当<br>平成21年4月 当社代表取締役社長兼サンソフト事業部担当<br>平成22年4月 当社代表取締役社長兼品質保証部担当<br>平成23年7月 当社代表取締役社長（現任）                                                                                                                                                                           | 88,100株    |
| 2     | やまぐち まさ のり<br>山口正則<br>(昭和24年2月27日生) | 昭和47年4月 当社入社<br>平成元年6月 当社取締役サンタック事業部長<br>平成10年7月 当社取締役コネクティブイティテクノロジー分社長<br>平成12年6月 当社常勤監査役<br>平成15年6月 当社代表取締役社長<br>平成17年6月 当社取締役<br>平成19年7月 Cellebrite Mobile Synchronization Ltd. Chairman（現任）<br>Cellebrite USA Inc. Chairman（現任）<br>平成20年1月 当社代表取締役<br>平成20年6月 当社代表取締役専務兼海外ビジネス事業部担当<br>平成20年12月 躍陽信息技术（上海）有限公司董事長（現任）<br>平成21年1月 Cellebrite GmbH Chairman（現任）<br>平成22年4月 当社代表取締役専務兼モバイルビジネス事業部担当<br>平成23年7月 当社代表取締役専務兼モバイルビジネスセンター長（現任） | 86,400株    |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当 社<br>株式の数 |
|-----------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 3         | わか い とみ ゆき<br>若 井 富 幸<br>(昭和27年7月15日生) | 昭和46年4月 当社入社<br>昭和63年12月 アイワ化成株式会社（現イードリーム株式<br>会社）代表取締役常務<br>平成13年6月 同社代表取締役社長<br>平成17年4月 当社顧問<br>平成17年6月 当社代表取締役社長<br>平成17年6月 イードリーム株式会社取締役（現任）<br>平成19年4月 当社取締役<br>平成21年4月 当社取締役サンタックネット事業部兼プロ<br>ダクト統括部担当<br>平成23年7月 当社取締役MSSセンター長（現任）                                                                                                                | 75,500株             |
| 4         | かめが い かつ ひさ<br>亀ヶ井 克 寿<br>(昭和34年4月4日生) | 昭和58年4月 当社入社<br>平成12年10月 当社ニューアミューズメント分社長<br>平成13年6月 当社取締役ニューアミューズメント分社長<br>平成15年6月 当社取締役<br>平成21年4月 当社執行役員アミューズメント事業部担当<br>平成21年6月 当社取締役<br>平成21年6月 イードリーム株式会社取締役（現任）<br>平成21年11月 株式会社ニフコアドヴァンストテクノロジー<br>（株式会社ブルーム・テクノ）取締役<br>平成22年4月 当社取締役アミューズメント事業部兼人事<br>総務部担当<br>平成23年6月 株式会社ブルーム・テクノ代表取締役会長<br>平成23年7月 当社取締役ACセンター長<br>平成24年4月 当社取締役東京事業センター長（現任） | 70,500株             |



| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5     | ひがし やま ひろ あき<br>東 谷 浩 明<br>(昭和35年3月17日生) | 昭和57年3月 当社入社<br>平成12年7月 当社ソフト分社マネージャー<br>平成15年7月 当社社長室長<br>平成15年10月 当社人事総務部長<br>平成19年6月 当社常勤監査役<br>平成20年12月 躍陽信息技术(上海)有限公司監事(現任)<br>平成21年11月 株式会社ニフコアドヴァンストテクノロジー(株式会社ブルーム・テクノ) 監査役<br>平成22年6月 当社取締役ソフト事業部兼法務知財部担当<br>平成23年7月 当社取締役コーポレートセンター長(現任) | 33,800株    |

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 「所有する当社株式の数」は、平成24年3月31日現在の株式数を記載しております。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役佐野正人氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補柴山昭三氏は、監査役佐野正人氏の後任として選任されますので、その任期は当社定款の定めにより、退任される同監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                             | 所有する当社株式の数 |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| しば やま しょう ぞう<br>柴 山 昭 三<br>(昭和24年3月12日生) | 昭和47年10月 監査法人伊東会計事務所<br>平成6年2月 監査法人伊東会計事務所代表社員<br>平成13年1月 中央青山監査法人(みずぎ監査法人)代表社員<br>平成19年8月 あずさ監査法人代表社員<br>平成23年7月 柴山昭三会計事務所所長(現任)<br>平成23年7月 大見工業(株)非常勤監査役(現任)<br>平成23年12月 豊川信用金庫 非常勤監事(現任) | 0株         |

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 候補者柴山昭三氏を社外監査役の候補とした理由は、公認会計士・税理士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の一層の強化に活かしていただきたいためであります。  
3. 「所有する当社株式の数」は、平成24年3月31日現在の株式数を記載しております。

## 第5号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入の件

当社は、平成24年5月25日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、さらに向上させることを目的として、当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の導入を決議いたしました。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、変更後の定款第37条に基づき、ご承認をお願いするものであります。なお、本プランにつきましては、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員から同意を得ております。

### I 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付行為（Ⅲ 2. (2)において定義されます。）の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為の内容等について検討するためあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために必要とする十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社が構築してきたコーポレートブランド、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、Ⅱ 1. の企業価値の源泉を維持することが必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付行為の提案を受けた際には、前記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握した上で、当該買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

当社としては、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、株主の皆様が当該大量買付に応じるべきか否かを判断するに際し、必要十分な情報の提供と一定の検討期間が与えられた上で、熟慮に基づいた判断を行うことができるような体制を確保することが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、当社取締役会が株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提案するために必要な情報や時間を確保した上で、株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示

すること、あるいは必要に応じ株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することを可能とするための枠組みが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付行為を抑止するために必要不可欠であり、さらには、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為（詳細につきましては、Ⅲ 2. (6) をご参照ください。）に対しては、当社が必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

## Ⅱ 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 企業理念および企業価値の源泉

当社は「夢、挑戦、創造」を企業スローガンに、若さと活力にあふれるベンチャー企業であり続け、商品力・性能・信頼性・品質に優れた高付加価値な商品やサービスを開発・提供し続けることを目標に、経営に取り組んでおります。

当社は1971年、当時としてはそれほど注目が集まっていなかったエレクトロニクス関連機器の開発・製造・販売に、いち早く取り組んできました。以来、創業当時のベンチャースピリットを大切にし、若さと活力を絶やさず発展し続けるために、常にベンチャー企業であり続けることを基本理念としております。

具体的な経営理念としては、以下を掲げております。

1. フレキシビリティとオリジナリティを武器に、ハードとソフトを融合させた価値ある商品開発を目指す。
2. 顧客第一主義を徹底し、夢の実現に向かって社会に求められる価値ある企業に成長する。
3. 生き甲斐や能力が発揮できる環境を社員に提供し、健全な社会の発展に貢献する。

当社は社会の公器として法令順守はもちろん、責任ある企業活動を行ってきました。同時に、組織として成熟する一方でチャレンジ精神が薄れないよう、新たなビジネスに挑戦する精神、斬新な発想そして次代の成長の原動力を大切に考えております。この「挑戦する精神」こそ、当社企業価値の源泉といえます。

### 2. 企業価値の向上に資する取り組み

当社は、ネットワーク構築のための「結ぶ」技術を時代の鍵と考えて、21世紀に求められる「コミュニケーション&エンターテインメント」分野において、「ナンバーワン戦略」と「新規事業への積極的な挑戦」により、便利な機能と豊かな心を社会に提供することで「企業価値の向上」を図ります。各分野で蓄積してまいりました経営資源を融合し、さらなるシナジー効果を追求することで、進化し続ける「ブロードバンドネットワーク」時代に、新しい価値を創造したいと考えております。

当社は、「アミューズメントとIT関連分野への集中」、「企業価値の向上を図

る」、「ベンチャー精神で自ら行動する」を経営方針に掲げ、中長期的な経営戦略として以下の3点を推進しております。

1. アミューズメント（パチンコ）関連分野でのシェア拡大
2. IT（モバイル・通信・コンテンツ・センサー）関連分野での新たな顧客価値の創造
3. グローバル市場におけるビジネス構築および拡大

具体的には、お客様の信頼を得つつ、売れる商品・サービスとは何かに徹底的にこだわり、企画、開発、販売戦略をもって、新たな価値を提供し、収益に貢献するビジネス展開を図ります。また、外部からの視点、外部ノウハウを積極的に活用し、変化はチャンスと考え、失敗を恐れず、更なる成長を目指してワールドワイドで取り組んでまいります。

### 3. コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるために必要かつ有効な仕組みとして、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

具体的には、取締役の経営責任を明確にし、株主の皆様への信頼を問う機会を増やすため取締役の任期を1年とし、また在任の監査役3名中2名を独立性の高い社外監査役としております。

また、経営判断にあたっては、顧問として就任されている外部有識者、弁護士等の法律・会計専門家からの意見を聴取する等、経営の客観性の確保と向上に努めております。

当社は、株主をはじめとするステークホルダーの権利・利益を尊重し、企業の社会的責任を忘れることなく、今後も企業理念や高い倫理観に基づき、法令や社会的規範を遵守することは当然のこととし、社会に貢献できる企業であり続けるために、継続してコーポレート・ガバナンスのさらなる強化に努める所存であります。

## III 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

### 1. 本プラン導入の必要性について

Iにおいて述べましたとおり、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、当社取締役会が株主の皆様にご当社経営陣の計画や代替案を提案するために必要な情報や時間を確保した上で、株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆様のために買取者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することを可能とし、もって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付行為を抑制するための枠組みを確保することが必要不可欠であると考えております。

また、当社は公開会社であることから、株主の皆様のご自由な意思に基づく取引等により当社株式が転々譲渡されることは勿論のこと、またかかる株式の譲渡・株主構成の変動等により今後当社の発行する株式の流動性が増す可能性があること等に鑑みると、今後当社の企業価値ひいては株主共同の利益

に反する株式の大量買付行為がなされる可能性も否定できません。

以上の理由により、当社取締役会は、本定時株主総会で株主の皆様のご承認をいただけることを条件として、本プランを導入することを決定いたしました。

なお、現時点において、特定の第三者から大量買付行為を行う旨の通告や提案を受けているわけではありません。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの概要

#### イ. 本プランの概要

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、(i)事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii)当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii)株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。かかる大量買付行為についての必要かつ十分な情報の収集・検討等を行う時間を確保するため、大量買付者には、取締役会検討期間（Ⅲ 2. (4)において定義されます。）が終了するまで大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

#### ロ. 独立委員会の設置と同委員会への諮問

①大量買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否か、②大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合であってもその大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものとして対抗措置を発動するか否かの判断については、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、上記①ないし②に関して当社取締役会は、かかる独立委員会に必ず諮問することとします。

独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、監査役、従業員等に対して必要に応じて独立委員会への出席を要求し、必要な情報について提供を求めながら、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。この勧告は公表されるものとし、当社取締役会はかかる勧告を最大限尊重して対抗措置の発動または不発動につき速やかに決議を行うものとし、ます。

本プランは、重要な判断に際しては独立委員会による勧告手続を経なければならない、かつ当社取締役会は同勧告を最大限尊重しなければならないものとするにより、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性が確保できるよう設計されています。

### (2) 対象となる大量買付行為

本プランは、以下の①から③までのいずれかに該当する行為もしくは該

当する可能性がある行為がなされ、またはなされようとする場合（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。以下「大量買付行為」といいます。）を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等<sup>1</sup>に関する特定の株主の株券等保有割合<sup>2</sup>が20%以上となるような当該株券等の買付けその他の取得<sup>3</sup>
- ② 当社が発行者である株券等<sup>4</sup>に関する特定の株主の株券等所有割合<sup>5</sup>とその特別関係者<sup>6</sup>の株券等所有割合との合計が20%以上となるような当該株券等の買付けその他の取得<sup>7</sup>
- ③ 当社が発行者である株券等に関する特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下③において同じとします。）との間で当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者<sup>8</sup>に該当することとなるような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係<sup>9</sup>を樹立する行為<sup>10</sup>（ただし、当該特定の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）

<sup>1</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下本プランにおいて別段の定めがない限り同じとします。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下本プランにおいて同じとします。なお、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに(ii)買付者等との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに買付者等の公開買付代理人および主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます。）は、買付者等の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下同じとします。）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

<sup>3</sup> 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。②において同じとします。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下本プランにおいて同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)同法第27条の23第5項に定義される共同保有者および(ii)契約金融機関等は、買付者等の特別関係者とみなします。以下本プランにおいて同じとします。

<sup>7</sup> 買付けその他の有償の譲受けおよび金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

<sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下本プランにおいて同じとします。

<sup>9</sup> 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主および当該他の株主が当社に対して直接または間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

<sup>10</sup> ③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、③の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

### (3) 情報提供の要求

大量買付行為を行う大量買付者には、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社に対して、当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、当社の定める書式および方法により提出していただきます。

本必要情報の具体的な内容は大量買付者の属性および大量買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（大量買付者およびそのグループの名称、住所、事業内容、資本構成、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大量買付行為の目的、方法および内容（当社株式の取得対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為および関連する取引の実現可能性等に関する情報を含みます。）
- ③ 大量買付行為に際しての第三者との間の意思連絡の有無および意思連絡がある場合にはその内容
- ④ 当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）
- ⑤ 取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑥ 大量買付者による当社株券等の過去の取得に関する情報
- ⑦ 当社の経営に参画した後に想定している経営者候補（当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑧ 当社の取引先、顧客、従業員等のステークホルダーに対する対応方針
- ⑨ その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

大量買付者が大量買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役役宛に、大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大量買付行為の概要を明示し、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書をご提出いただくこととします。当社は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、買付説明書の書式（本必要情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。

当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。ただし、この場合、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。そして、大量買付行為の提案があった事実については速やかに開示し、また、当社取締役会に提供された本必要情報については、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、その全部または一部を開示します。

また、当社取締役会は、本必要情報を受領した場合は、速やかにこれを独立委員会に提供します。独立委員会は、当社取締役会から提供された情報が不十分であると判断した場合は、大量買付者に対し、適宜合理的な期限を定めた上、直接または取締役会を通じて本必要情報を追加提出するように求めることがあります。

なお、意向表明書および買付説明書における使用言語は日本語に限りません。

本必要情報の提供が完了したと判断した場合、当社取締役会は、直ちにその旨を開示いたします。

#### (4) 取締役会による検討手続

大量買付者より本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、当社取締役会は、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大量買付行為の場合）の当社取締役会による検討期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）を設定します。大量買付行為は、取締役会検討期間が終了した後にのみ開始されるものとします。

なお、独立委員会が取締役会検討期間内に対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らないこと等、当社取締役会が取締役会検討期間内に対抗措置の発動または不発動に関する決議に至らないことにつき止むを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会検討期間を最大30日間延長することができるものとします。

当社取締役会が取締役会検討期間の延長を決議した場合、当該決議された延長期間およびその延長期間が必要とされる理由を、直ちに開示いたします。

当社取締役会は、取締役会検討期間内において大量買付者から提供された本必要情報に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から、大量買付者の大量買付行為の内容の評価・検討等を行います。また、当社取締役会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、取引先、顧客、従業員等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客観性を高めるために、当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コ



ンサルタントその他の専門家を含む。以下「外部専門家等」といいます。)の助言を得ることができるものとします。

その上で、当社取締役会は、必要に応じ、大量買付行為の内容を検討し大量買付行為の内容を改善させるために、大量買付者と協議、交渉を行います。大量買付者は、当社取締役会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

当社取締役会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付者の大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会が代替案を作成した場合にはその概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、情報開示を行います。

#### (5) 独立委員会による評価、検討

独立委員会は、大量買付者および当社取締役会から提供された情報に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大量買付者の大量買付行為の内容の評価・検討等を行います。また、独立委員会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、取引先、顧客、従業員等からも必要に応じて意見を聴取するほか、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、外部専門家等の助言を得ることができるものとします。

独立委員会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付者から提供された本必要情報、大量買付者の大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提出された代替案の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と独立委員会が判断した情報を除き、取締役会を通じて株主の皆様に対し、速やかに情報開示を行います。

#### (6) 独立委員会の勧告手続

独立委員会は、取締役会検討期間内に、以下に定めるところにより、当社取締役会に対して大量買付行為に関する勧告を行うものとします。

##### イ. 大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合

大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

但し、本プランに定められた手続が遵守されている場合であっても、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断したときは、独立委員会は、対抗措置の発動を勧告することがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原

則として、大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

- ① 次の a. ないし d. までの掲げる行為等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大量買付行為である場合
    - a. 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
    - b. 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に大量買付者の利益を実現する経営を行うような行為
    - c. 会社の資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
    - d. 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
  - ② 強圧的二段階買付け（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある大量買付行為である場合
  - ③ 大量買付者による支配権取得により、取引先、顧客、従業員等のステークホルダーの利益が損なわれ、それによって当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく損なわれる場合
  - ④ 大量買付行為の条件（対価の種類・価額、大量買付行為の時期、買付方法の適法性、大量買付行為の後における当社の従業員、顧客、取引先等のステークホルダーへの対応方針等を含みます。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に鑑み著しく不十分または不適當な大量買付行為である場合
  - ⑤ 大量買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
  - ⑥ その他①ないし⑤に準ずる場合で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- ロ. 大量買付者が本プランに定められた手続を遵守しない場合
- 大量買付者により、本プランに定める手続が遵守されない場合、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその

他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

独立委員会の勧告がなされた場合、当社取締役会は、独立委員会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令および関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

#### (7) 当社取締役会による決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、取締役会検討期間内に対抗措置の発動もしくは不発動の決議その他必要な決議を行うものとします。対抗措置の発動もしくは不発動の決議がなされた場合には、取締役会検討期間は、取締役会検討期間開始から当該決議の日までに経過した日数にかかわらず、その日をもって終了することとします。

#### (8) 対抗措置発動の中止等について

当社取締役会は、①大量買付行為が撤回された場合や、②大量買付者による本必要情報の提供が完了したと当社が判断した旨開示した後、大量買付者によって当該本必要情報につき重要な変更がなされたと判断した場合、③その他当該独立委員会の勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、その決議により、対抗措置の発動を中止または変更することができるものとします。ただし、当社取締役会は、対抗措置の発動の中止を決議する際には独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、法令および関係する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

#### (9) 対抗措置としての新株予約権の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、新株予約権の無償割当てを実施します。当該新株予約権無償割当ての概要は、以下のとおりです。

##### イ. 新株予約権付与の対象となる株主および発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

##### ロ. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日にお

ける当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」という。）は当社取締役会が別途定める数とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

#### ハ. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割り当てを行うことがある。

#### ニ. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

#### ホ. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

#### ヘ. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権無償割当てを決議する取締役会において定めるものとするが、以下に掲げる者については、原則として新株予約権を行使することができないものとする。

- ① 大量買付者または大量買付者のグループに属する者。
- ② 外国の適用法令上、当該法令の管轄地域に所在し新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる者（ただし、本項に該当する者の有する新株予約権も、後記チ. に従って、当社による当社株式を対価とする取得の対象となることがあるものとする。  
なお、当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者については、新株予約権を行使することができるものとする。）。)
- ③ 大量買付者または大量買付者のグループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）。

#### ト. 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とする。なお、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、そ

の前営業日を最終日とする。

チ. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断したときは、当社取締役会が別途定める日をもって、全ての新株予約権を無償にて取得することができるものとする。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」という。）をもって、以下に掲げる者以外の者が有する新株予約権のうち、当該取得日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができる。
  - (A) 大量買付者または大量買付者のグループに属する者
  - (B) 取得日までに、大量買付者または大量買付者のグループに属する者でないこと等について確認する当社所定の書式による書面を提出しない者（ただし、当社がかかる書面の提出を求めなかった者を除く。）
- ③ 前項に定める取得日以降において、大量買付者または大量買付者のグループに属する者以外の者が有する新株予約権が存在すると当社取締役会が認める場合（ただし、かかる取締役会の認定にあたり、当社は、前項(B)に定める当社所定の書式による書面の提出を求めることができる。）には、取得日より後の日であって取締役会が別途定める日をもって、当該者の有する新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とする。
- ④ ①ないし③のほか、新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、新株予約権無償割当て決議において定めることができる。

3. 本プランの有効期間等

本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とすることから、その有効期間は、本定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。なお、取締役会は、本プランの有効期間中に、本プランの趣旨に反しない範囲で、独立委員会の承認を得たうえで、本プランの内容を変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更がなされた場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

#### 4. 法令等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成24年5月25日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

### IV 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

#### (1) 会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に大量買付に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、情報判断のための一定の検討期間が経過した後にもみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしています。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社の企業価値および株主共同の利益が損なわれると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは当社の会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

#### (2) 株主共同の利益を損なうものではなく、また、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

#### イ. 買収防衛策に係る指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足するとともに、株式会社大阪証券取引所（JASDAQ市場）の定める「企業行動規範に関する規則 第11条」に準拠しております。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

#### ロ. 株主意思を重視するものであること

本プランの導入は株主総会の承認を条件としており、有効期間を約3年

間とするいわゆるサンセット条項が付されております。また、Ⅲ 3. 記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止することが決定された場合には、本プランはその時点で廃止されることになっており、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっています。

#### ハ. 独立性のある社外者の判断の重視と情報開示

本プランは、当社取締役会または取締役の恣意的判断を排除するために、発動および変更等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者から構成される独立委員会により行われることとされています。実際に当社に対して大量買付行為がなされた場合には、こうした独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

#### ニ. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、Ⅲ 2. (6) に記載のとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置は発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な対抗措置発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

#### ホ. 外部専門家等の意見の取得

Ⅲ 2. (4) に記載のとおり、独立委員会は、当社経営陣から独立した外部専門家等の助言を受けることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

#### ヘ. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

Ⅲ 3. に記載のとおり、本プランは、大量買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防

衛策)でもありません。

## V 株主・投資家等の皆様に与える影響等

### (1) 本プラン導入時に株主・投資家の皆様に与える影響等

本プラン導入時点においては、新株予約権無償割当てその他の対抗措置は実施されませんので、株主および投資家の皆様の権利関係に直接具体的な影響が生じることはありません。

### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会決議に基づき、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（本プランに違反した大量買付者および当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大量買付行為を行う大量買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した場合には、法令および金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置として新株予約権無償割当てを実施する場合には、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様には新株を交付することがあります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することとなった際に、法令に基づきお知らせいたします。

なお、新株予約権無償割当てを実施することを決議した場合であって、当該新株予約権無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、独立委員会の勧告を受けて、当社が当該新株予約権無償割当てを中止し、また無償割当てされた当該新株予約権を無償取得する場合には、結果として1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないことから、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。



## 独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者((i)および(ii)についてはその補欠者を含む。)の中から、当社取締役会が選任する。(iii)社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、平成24年6月26日開催予定の本定時株主総会終結後3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。なお、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- ・独立委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 対抗措置の発動または不発動(対抗措置の発動の可否についての株主総会への付議の実施を含む)
  - ② 対抗措置の変更または停止
  - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
  - ① 本プランの対象となる大量買付行為への該当性の判断
  - ② 大量買付者および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
  - ③ 大量買付者の大量買付行為の内容の精査・検討
  - ④ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
  - ⑤ 取締役会検討期間の延長の決定
  - ⑥ 本プランの修正または変更の承認
  - ⑦ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項

⑧ 当社取締役会が別途独立委員会の行うことができるものと定めた事項

- ・独立委員会は、大量買付者に対し、買付説明書記載の情報その他提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求めることができる。また、独立委員会は、大量買付者から買付説明書記載の情報その他本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対し、所定の期間内に、大量買付者の大量買付行為の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、大量買付者、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者に対して、必要な説明および帳票類の提出を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家等を含む。）の助言を得ることができる。
- ・独立委員会の各委員は、大量買付行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会委員の氏名および略歴

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

桂川 明（かつらがわ あきら）氏

【略歴】

平成7年7月 名古屋中税務署長  
平成8年8月 桂川明税理士事務所所長（現任）  
平成13年6月 明治電機工業㈱監査役（現任）  
平成15年6月 ㈱愛知銀行監査役（現任）  
平成19年6月 当社監査役（現任）  
※桂川 明氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。

柴山 昭三（しばやま しょうぞう）氏

【略歴】

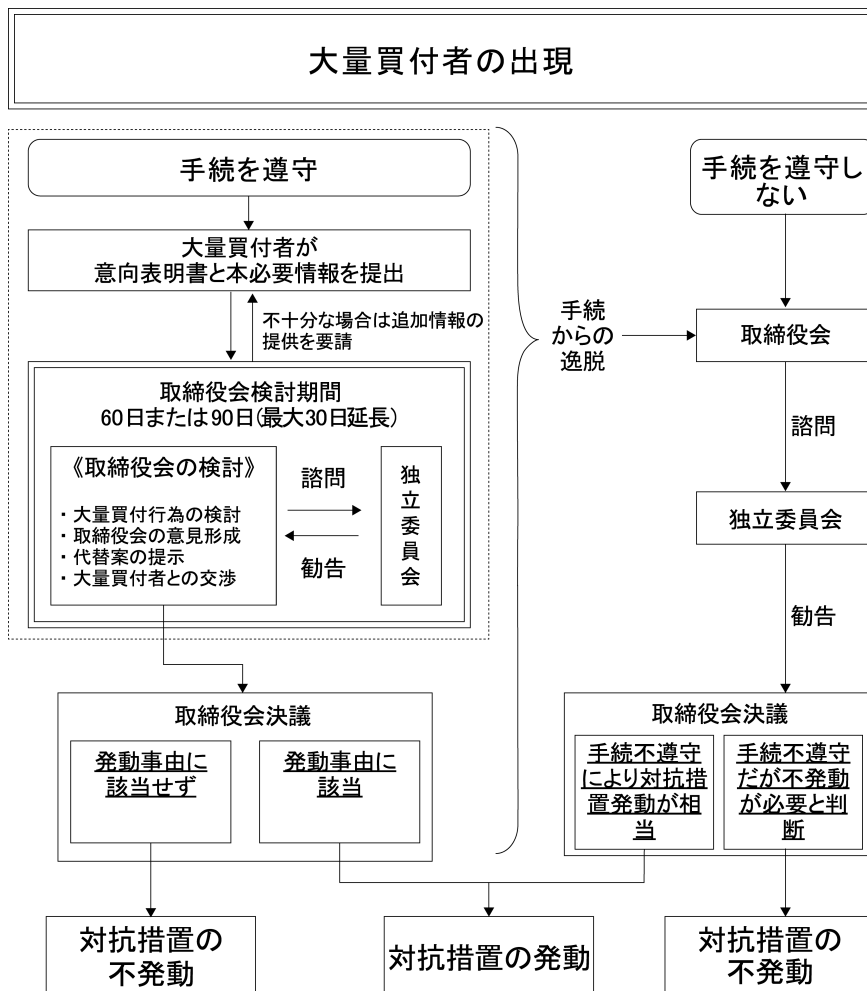
昭和47年10月 監査法人伊東会計事務所  
平成6年2月 監査法人伊東会計事務所代表社員  
平成13年1月 中央青山監査法人（みすず監査法人）代表社員  
平成19年8月 あずさ監査法人代表社員  
平成23年7月 柴山昭三会計事務所所長（現任）  
平成23年7月 大見工業（株）非常勤監査役（現任）  
平成23年12月 豊川信用金庫 非常勤監事（現任）  
※柴山昭三氏は平成24年6月に会社法第2条第16号に規定される社外監査役に就任する予定です。

橋本 修三（はしもと しゅうぞう）氏

【略歴】

昭和62年4月 弁護士登録  
平成4年4月 橋本法律事務所所長（現任）  
平成16年4月 名古屋弁護士会（現：愛知県弁護士会）副会長  
（平成17年3月まで）  
平成24年1月 東海テレビ放送株式会社「オンブズ東海」委員（現任）

以上



## 第6号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役、監査役、従業員及び当社子会社の取締役、従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社の取締役及び監査役に対する新株予約権の付与は、会社法第361条及び第387条の取締役及び監査役の報酬等に該当いたします。既にご承認いただいております当社の取締役及び監査役の報酬額とは別枠で、新たにストック・オプションとして当社の取締役に対して新株予約権（1,550個以内）、当社の監査役に対して新株予約権（100個以内）をそれぞれ付与することにつき、併せてご承認をお願いするものであります。

現在、当社の取締役は6名、監査役は3名であります。本株主総会において、第3号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象となりうる取締役の員数は5名となります。

### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役、従業員及び当社子会社の取締役、従業員の当社に対する経営参画意識を高め、業績向上に対する意欲や士気を一層高めること並びに当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図り、更に当社グループの連結業績の向上並びに企業価値の向上を図ることを目的として、当社の取締役、監査役、従業員及び当社子会社の取締役、従業員に対し、金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

### 2. 新株予約権の割当対象者

当社の取締役、監査役、従業員及び当社子会社の取締役、従業員といたします。

### 3. 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないもの（無償）といたします。

### 4. 新株予約権の内容及び数の上限等

本株主総会決議による委任に基づいて当社取締役会が募集事項を決定することができる新株予約権の内容は、次のとおりといたします。

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式375,000株を上限とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という）を次の算式により調整し、（1株未満の端数は切り捨て）、当該時点で権利行使されていない新株予約権の合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

また、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し（1株未満の端数は切り捨て）、当該時点で行使されていない新株予約権を合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とする。

(2) 新株予約権の総数

3,750個を上限とする。（新株予約権1個につき普通株式100株）

ただし、前項(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）において大阪証券取引所（JASDAQ市場）における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

- ① 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

- ② また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記計算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- ③ 新株予約権の割当日後に合併、会社分割、資本の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

- (4) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過するまでの範囲で設定する。
  - (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
    - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
    - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (6) 新株予約権の行使の条件
    - ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員及び当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りでない。
    - ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。
    - ③ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
    - ④ その他の条件については、本株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
  - (7) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得事由  
当社は、いつでも新株予約権を買入れ又は無償で取得することができる。
5. 取締役及び監査役に対して付与する新株予約権の額の算定方法  
当社の取締役及び監査役に対して付与する新株予約権の額の算定方法につきましては、新株予約権の割当日において算出した新株予約権1個当たりの公正価値に、割当日に存在する当社の取締役及び監査役に発行する新株予約権の総数を乗じて得た額といたします。この割当日における新株予約権1個当たりの公正価値は、新株予約権の割当日における諸条件を基にブラック・ショールズ・モデルを用いて算出するものといたします。

以上

# 定時株主総会会場ご案内図

会 場 愛知県江南市古知野町朝日250番地  
当社 本社3階会議室

交通機関 名鉄電車犬山線「江南」駅 下車徒歩約6分

